

## 産業用ロボットの業務に係る特別教育（学科のみ）

### 【開催のご案内】

産業用ロボットの安全対策は、「産業用ロボットの運転中は、人とロボットを隔離する」ことを原則としています。しかし、駆動源を遮断しないで行う教示等の作業や運転中に行う検査等の作業においては、マニピュレータが作動しているかまたは作動する可能性があるときに、可動領域内に労働者が立ち入らなければなりません。このような場合は、産業用ロボットについて熟知した者に行わせることにより、作業の安全を確保することが必要です。このことから、事業者には産業用ロボットの教示・検査等の業務に就かせる者に対して特別教育を実施することが義務付けられています。（労働安全衛生法第59条第3項）

安全衛生特別教育規程では、教示等の業務と検査等の業務は別になっていますが、当協会では両業務を混成した学科教育を、事業者に代わって下記により開催いたします。是非この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。なお、当協会での教育は学科のみの教育となります。後日、項目 11.により実技教育を実施してください。

### 記

#### 1. 産業用ロボットの範囲（労働安全衛生規則第36条第31号）

規制の対象となる産業用ロボットは、「マニピュレータ及び記憶装置（可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む。）を有し、記憶装置の情報に基づきマニピュレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械で、研究開発中のもの、その他厚生労働大臣が定めるものを除いた」ものです。

#### 2. 特別教育が必要な業務・・・別紙参照

3. 受講対象者 (1)上記2.の業務に従事している方及び今後当該業務へ従事予定の方  
(2)その他受講を希望される方

#### 4. 講習日時・会場・締切日・定員

※初日は8時55分からオリエンテーションを行います。

開催日時	令和8年6月25日（木）・26日（金）	8時40分受付開始・9時開講（両日）
会場	松本安全衛生センター（松本市神林7107-55）	
締切日	令和8年6月11日（木）	定員 70名
		定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

#### 5. 申込先 一般社団法人 松本労働基準協会（松本市大字島内3427-51）

TEL：0263-40-3600 FAX：0263-48-1388

6. 受講料 労働基準協会 会員事業場在籍者 11,000円（本体 10,000円 消費税10% 1,000円）  
上記以外の受講者（会員外） 14,300円（本体 13,000円 消費税10% 1,300円）

7. テキスト代 産業用ロボットの安全必携 1,980円（本体 1,800円 消費税10% 180円）

※テキスト代は改定される場合があります。

8. 修了証 所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には2日目の修了式にて修了証を交付いたします。

## 9. 受講上の留意事項

- (1) 受講票、筆記用具を必ずご持参ください。(昼食は各自ご用意ください。)
- (2) 申込み後の取消しは【6月17日】までとし、その後の取消しおよび欠席者には原則、テキストのみお渡しし、受講料はお返しできませんので予めご了承ください。なお、【6月17日】以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には修了証を後日郵送いたします。(郵送料460円ご負担いただきます。)

## 10. 講習科目・時間・講師

	講習科目・範囲	時間	講師
1 日 目	オリエンテーション	8:55～	
	産業用ロボットに関する知識 (ビデオを含む)	9:00～12:00 13:00～14:00	技術士(機械部門) 労働安全コンサルタント
	産業用ロボットの教示等の作業に関する知識	14:00～17:00	
2 日 目	産業用ロボットの教示等の作業及び検査等の作業に関する知識	9:00～12:00 13:00～15:00	高橋賢士 氏
	関係法令	15:00～16:00	
	修了試験	16:00～16:30	
	修了式	16:30～(予定)	

※都合により、カリキュラムおよび講師が変更することもあります。

お昼休憩は12:00～13:00となります。

## 11. 実技教育実施上の留意事項

- (1) 今回の特別教育は学科教育のみ行うものです。学科修了者には、学科教育修了証を交付します。実技教育については、それぞれの事業場において産業用ロボットに関する知識と技能を有する人が使用している産業用ロボットにより、学科教育修了者に対して実施してください。
- (2) 実技教育の時間は、下表に掲げる科目について、記載の時間数以上行わなければならないことになっています。(昭和47年労働省告示第92号)

実技科目	実技時間
産業用ロボットの操作方法	1時間
〃 教示等の作業方法	2時間
〃 検査等の作業方法	3時間

- (3) 学科教育修了者に対して、実技教育を実施したときは、当該教育の受講者・科目・実施年月日・時間・実施者等を記録し、これを3年間保存してください。(労働安全衛生規則第38条)

令和8年6月25日・26日 会場：松本安全衛生センター

### 産業用ロボットの業務に係る特別教育（学科のみ）受講申込書

※誤字のないよう、楷書にて記載をお願いいたします。受講申込書に誤りがある場合には、修了証の再送付代として郵送料金（¥460-）をご負担いただきますので、予めご了承ください。

フリガナ		※協会名	※受講 No.
氏名		松本	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生		
現住所	〒 -		
労働基準協会会員関係 (該当を○で囲んでください)	会員	・	会員外
※講習会当日の緊急連絡先（携帯番号など）をご記入ください。		-	-
上記の通り申し込みます。 令和 年 月 日 〒 -			
事業場所在地	申込担当者所属		
事業場名	申込担当者氏名		
事業主職氏名	TEL : ( )		
	FAX : ( )		

※ご記入いただきました個人情報は、当協会が責任をもって管理し本講習以外の目的には使用いたしません。

受講者氏名を記入し、切り取らないでください。

### 産業用ロボットの業務に係る特別教育（学科のみ）受講票

※初日は8時55分からオリエンテーションを行います。

協会名	受講No.	受講者氏名	講習月日	令和8年6月25日・26日
松本			講習場所	松本安全衛生センター (松本市神林7107-55)

※8時40分より受付開始いたします。

※当日遅れる場合は、(一社) 松本労働基準協会 (TEL : 0263-40-3600) へ  
ご一報ください。

1日目	2日目

## 別紙

### 【特別教育が必要な業務】

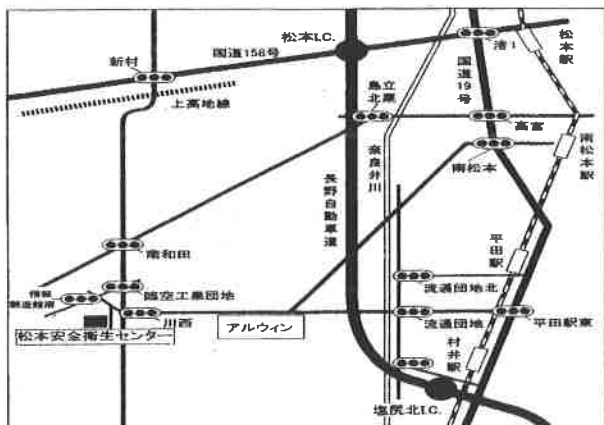
#### (1)労働安全衛生規則第36条第31号

- ・産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて行うマニプレータの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更又は確認（「教示」という）の業務（駆動源を遮断して行うものを除く）。
- ・産業用ロボットの可動範囲内において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該教示等に係る機器の操作の業務

#### (2)労働安全衛生規則第36条第32号

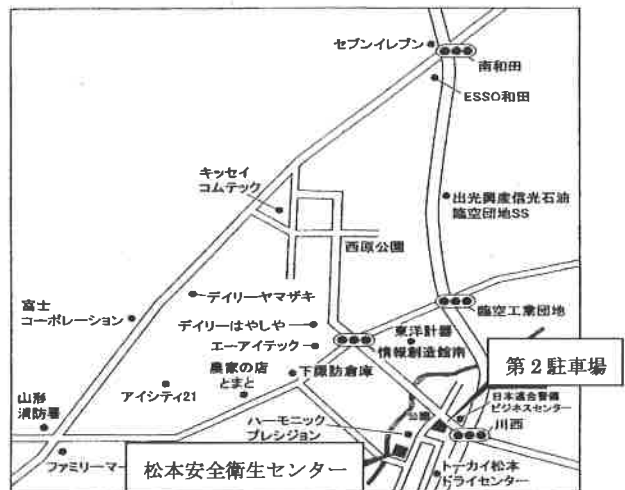
- ・産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査、修理若しくは調整又はこれらの結果の確認（「検査等」という）の業務（運転中のものに限る）。
- ・産業用ロボットの可動範囲内において行う当該産業用ロボットの検査等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において行う当該検査等に係る機器の操作の業務

### 【会場案内図】



所在地：松本市大字神林字小坂道7107-55  
(松本臨空工業団地)

交通：  
松本インターより8km、塩尻北インターより7km  
タクシー：JR松本駅より約25分、平田駅より約20分  
アルピコ交通バス  
：臨空工業団地入口下車 徒歩20分



第1駐車場が満車の場合は第2駐車場へ駐車して下さい。